

令和5年度 第3回公園の指定管理者の選定委員会 議事録

1 日 時 令和6年3月29日(金) 14:00~15:40

2 場 所 福岡市役所9階 顧問室

3 会議次第

第1号議案 令和6年度の指定管理者公募について

第1号議案について、4. 議事要旨のと通りの意見があった。

4 議事要旨 (○: 委員長、委員 △: 事務局)

△ (配布資料の確認)

△ 議事進行は、要綱により議長である委員長にお願いする。

○ それでは事務局に本日の概要より説明をお願いする。

△ (概要の説明)

第1号議案 令和6年度の指定管理者公募について

△ (議案の説明)

○ 小戸公園は、次期指定管理期間が4年になっているが、通常の指定管理期間は4年間か。

△ 小戸公園については、ヨットハーバーを管理している港湾空港局から、ヨットハーバーとの指定管理の一体化も含めた形でこのエリアの活性化をしたいという協議があり、それに沿って小戸公園の次期指定管理期間は4年としている。

○ (次期指定管理が終了する) 令和11年度以降、ヨットハーバーと小戸公園を併せた指定管理になるということか。

△ ヨットハーバーと小戸公園を併せた指定管理、現状通り別で指定管理とする、直営とする、民営化するなど、様々な方法がある中で、同じタイミングで指定管理の公募をできないかという案があがっている状況だが、現時点では未定である。

○ ヨットハーバーについて補足だが、完全民営化も一時検討していたが、コロナの影響もあり断念している。

引き続き指定管理は継続されると思うが、民間のノウハウを活用してヨットハーバーエリアの活性化をしたいという考えはある。港湾施設にも公園というPark-PFI制度にあたる制度があるが、民間事業者から、同制度を活用して小戸公園とヨットハーバーの一体管理ができないか提案いただいている。その検討を行うには、5年間の検討期間は長いということで4年間での検討をすることとなっている。

○ 生の松原海岸公園を含めた指定管理となるのか。

△ 含まれる。

○ 地場中小企業の育成の項目が今回から追加されているが、中小企業の定義はどのようなものか。

△ 中小企業法に定める「中小企業者」の定義による。この項目は、市で判断する。

○ 霊園について、⑦公園の特色を活かす取り組みが計画されているかが、他の施設と同じ配点になっているが、霊園なので集客のためのPRなど他施設に比べると、重要度が低いため、⑧の魅力的な指定

管理企画事業が計画されているかの配点に振り分けるべきだと考える。また、霊園は迷惑施設でもあるため、市民に開かれた防災の拠点にし、⑩の地域との連携を図るなどが考えられる。⑩地域との連携の配点が低いため、ここも加点したほうがよいと考える。

△ 霊園については、ご指摘の通り、その他の公園と違い、集客のPRは管理の趣旨と異なるため、⑦公園の特色を活かす取り組みに、「墓所における諸手続きの案内計画があるか」という項目を追加する予定である。

○ 今回から複数案件への申込制限撤廃ということで、実際募集してみないとわからない話だと思うが、大手が他施設で使用した提案書をコピーして出すなどの懸念はないか。

△ 懸念されているようなことも考えられるが、提案内容が、その公園の運営趣旨に合致しているかどうかというところを踏まえて評価していただきたい。

○ 指定管理の公募は、指定管理の場合は1社しか応募がない場合、不調になるのか。

△ プロポーザルと同様、1社応募でも有効である。

○ 自主事業の便益施設の設置は、指定管理者にも許可を与えることになると思うが、どういう施設のイメージか。

△ 現行では、舞鶴公園のバーベキュー場が該当する。また、コンテナハウスを設置してカフェを運営するなどの案も出ている。5年間の指定管理期間で収益がでるような形で、指定管理者からも自主事業として何かさせてもらえないかという話があがっていたため、今回の応募から募集要項に明記した。

ただし自主事業のため、提案時には評価の対象外となる。

また、設置に関しては市と事前協議をした上での設置となるため、公園の景観にそぐわないような施設は設置されないものと考えている。

○ 提案時に提案がなければ、施設設置はできないのか。

△ 指定管理期間開始後でも、指定管理者から提案があれば、事前協議の上設置許可は出したいと考えている。

○ 指定管理期間は5年のため、簡易なものしか設置できないかもしれないが、市民サービスの向上に繋がるのであれば、設置許可は出してほしい。

○ 設置期間が短期間で簡易なものしか設置できないとなると、プレハブに近いものになるかと思うが、公園の景観を乱さないよう、植栽などで体裁を整えるなどの個別協議をお願いしたい。

○ 提案事項の実現可能性は、どのように判断すればよいか。

△ 事務局で提案内容を確認し、過去の管理実績などから判断し、疑義があるものについては、提案者へ資料の提出などを求め、ある程度判断できる状態にし、必要に応じて各委員へ説明したい。

○ 他都市では、自主事業も評価対象となっており、むしろ自主事業を高く評価することで、公園や墓地のイメージを変えてもらえるため、指定管理者の意義がある。

△ 現状のガイドライン上では、原則自主事業は評価対象外となっている。

○ 指定管理料が増額されない現状では、提案事業のみを評価ではなく、民間の資金やノウハウを取り入れるため、自主事業の評価をしっかりとっていくのは必然と考える。

○ 指定管理者が変更になった場合、設置した施設の取扱いはどうなるのか。現状復帰はリスクになる。他の公園でも、指定管理期間が終わって寄附したケースもあったように思う。

△ 原則は原状復帰であるが、指定管理者間で売却や無償譲渡なども考えられる。内容を協議し、問題なければ、継続して許可を出す予定である。

○ 設置条件はどのようになっているか。許可する際の条件として、景観的な配慮など、細かな規定がな

い状況のため、基本は一時的な仮設工作物しか選択肢がない。設置許可以外にも市など公的機関の許可などが必要なのか。

△ 設置物に関しては、法令順守での対応をお願いする形となる。

○ 粗悪な施設に許可を出すことを懸念している。

△ 事務局との事前協議が必要なため、公園にそぐわないデザインや違法建築物などは、許可を出さない。

○ 提案の際にはするといっていた事業を、いざ指定管理を開始した際にできなかつたり、必要な資格について、指定管理が始まってから研修を始めたりで苦労したところもある。

そういったことが起こらないよう、工夫していることはあるか。

△ 実行可能性についても、提案項目の審査時に評価していただきたい。提案内容で実行可能性が判断できない場合は、事務局から提案事業者に、その他施設で行った実績や参考にした事業などの資料を提出させたり、ヒアリングを行ったりして、評価に際しての資料を集める。それを基に、委員のみなさまに判断いただきたい。

○ 霊園は、造園業者のみで管理するにはハードルが高い。葬祭場など、そういったノウハウを持った事業者と連携して申請するなどの基準を設けてはどうか。

△ ガイドライン上、応募団体の制限においては、法律による制限があるなど、必要最小限のものとすることとされているため、葬祭場などで制限を設けるのは難しい。

○ 類似施設での管理実績がないと、応募できないのか。

△ 類似施設の実績があるかどうかは、⑫類似施設・類似事業の管理運営実績はあるかで評価対象となっている。この項目での加点はなくなるが、管理実績がなくても応募は可能である。

○ 霊園についてだが、公園の実績があっても、霊園の管理運営に直接は繋がらない。

△ 霊園の管理実績を高く評価できるよう、配点表を見直す。

○ 霊園については、造園業者など、葬祭のノウハウがない事業者が応募することも、墓地のイメージを変えてくれることが期待できるため、良いこともある。ただし、霊園の業務は、施設管理だけではなく、実は窓口業務が大きなウェイトを占めており、墓地、埋葬等に関する法律などの知識が必要であったり、遺族の対応などの接遇など、特殊なノウハウを持っている人材は必要である。

指定管理を開始してから人材を育成するのでは、初動で混乱を招く。開始前に、ノウハウのある人材を確保できていることが重要になる。

△ 維持管理だけでなく、窓口業務の人材の確保について評価できるよう、配点表を見直す。

○ 指定管理事業を再委託はできるのか。

△ 再委託は原則禁止。再委託をする場合は、事前申請を行い、市が許可する必要がある。